

## 被保険者証廃止に伴う本市国民健康保険における マイナ保険証等の取扱いについて

健康保険の被保険者に交付されている現行の被保険者証は、マイナンバー法等の一部改正法の施行に伴い、令和6年12月2日に廃止されます。これにより、同日以降、被保険者証の新規発行は終了し、被保険者証としての利用登録済みのマイナンバーカード（以下「マイナ保険証」という。）の保有状況に応じて、資格確認書又は資格情報のお知らせのいずれかを交付することとなります。

つきましては、本市国民健康保険における被保険者証廃止後のマイナ保険証等の取扱いについて御報告いたします。

### 1 被保険者証廃止の概要（国制度の概要）

#### (1) 廃止日

令和6年12月2日（以下「廃止日」という。）をもって、全ての健康保険において、各保険者が交付している被保険者証は廃止される。

#### (2) 経過措置

令和7年12月1日までの経過措置期間あり。

廃止日までに発行された被保険者証については、被保険者証に記載の有効期限又は経過措置期間の終期のいずれか早い方の日まで有効となる。

#### (3) 被保険者証廃止後の対応

廃止日以降、健康保険に新たに加入する場合や発行済みの被保険者証を紛失した場合等は、現行の被保険者証に代わり、マイナ保険証の未保有者には資格確認書を、保有者には資格情報のお知らせをそれぞれ交付する。

##### ア 資格確認書について

#### (ア) 概要

現行の被保険者証と同様の機能を有し、医療機関での受診等に利用できる。

#### (イ) 交付対象者

原則、被保険者の申請により交付するが、当分の間、マイナ保険証未保有者には職権で交付する。

申請による 交付対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナンバーカードを紛失した方</li> <li>・マイナンバーカードを更新中の方</li> <li>・介助者等の第三者が同行して資格確認を補助する必要があるなど、マイナ保険証での受診が困難な方 など</li> </ul>
職権による 交付対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナンバーカードを持たない方</li> <li>・マイナンバーカードは持っているが、被保険者証としての利用登録をしていない方</li> <li>・被保険者証としての利用登録を解除した方</li> <li>・マイナンバーカードの有効期限（電子証明書を含む。）が切れた方 など</li> </ul>

(ウ) **記載事項**

現行の被保険者証と同様の事項を記載する。

70歳以上の被保険者の一部負担金の負担割合が必須記載事項（※）、限度額適用認定証の適用区分等が任意記載事項とされている。

※ 高齢受給者証を引き続き交付する場合は記載不要

(エ) **有効期間**

5年以内で各保険者が設定する。

**イ 資格情報のお知らせについて**

(ア) **概要**

マイナ保険証の保有者が自身の資格情報を簡易に把握できるよう交付するもので、資格情報のお知らせだけでは医療機関の受診はできない。

医療機関の受付でマイナ保険証の読み取りができない例外的な場合に、マイナンバーカードと併せて提示することで、受診することができる。

(イ) **交付対象者**

マイナ保険証の保有者に職権で交付する。なお、スマートフォン等からマイナポータルにアクセスしてダウンロードすることもできる。

(ウ) **記載事項**

資格確認書とほぼ同様であるが、70歳以上の被保険者の一部負担金の負担割合が必須記載事項とされている。

**2 本市国民健康保険の対応**

**(1) 令和6年度の被保険者証一斉更新**

本市では、例年10～11月に被保険者証の一斉更新を行っており、今年度においては、これに合わせて、1年間の経過措置期間が設けられていることも含めて、制度改正後の取扱いにかかる周知チラシを同封して個別周知を図るほか、市民しんぶん11月号においても広報を行う。

**ア 通常の被保険者証**

令和7年11月30日期限の被保険者証を交付する。

**イ 短期被保険者証（※）**

現行の被保険者証の廃止に伴って短期被保険者証の仕組みも廃止されるため、廃止日以降は交付しない。

※ 被保険者が保険料を滞納した場合に、有効期限を数箇月ごとに区切って発行する被保険者証

**ウ 被保険者資格証明書（※）**

令和7年11月30日期限のものを交付する。

※ 1年以上保険料の滞納が続いた場合に、窓口で一旦10割負担することで保険診療を受けることができる証明書。令和7年12月以降は、被保険者証の経過措置期間が終了するため、交付しない。

**(2) 資格確認書及び資格情報のお知らせの取扱い**

廃止日以降に、本市国民健康保険に新たに加入する場合や発行済の被保険者証を紛失した場合等には、次のとおり対応する。

## ア 資格確認書

### (7) 有効期間

現行の被保険者証と同じ1年間（11月30日期限）とする。

### (1) 記載事項

70歳以上の被保険者に係る負担割合については、被保険者証の廃止後も引き続き高齢受給者証を発行するため記載しない。また、限度額適用認定証の負担区分も、引き続き限度額適用認定証を発行するため記載しない。

## イ 資格情報のお知らせ

70歳以上の被保険者に係る資格情報のお知らせには、一部負担金の負担割合の記載が必須であり、毎年の所得に応じて負担割合を判定する必要があることから、有効期間を1年間（7月31日期限）とする。

一方、70歳未満の被保険者の資格情報のお知らせには、負担割合の記載は不要であり、更新の必要はないことから有効期間を定めない。

### (3) 令和7年度の取扱い

令和7年度においては、経過措置期間の終了に合わせ、令和7年11月上旬に、被保険者全員に対し、マイナ保険証の保有状況に応じて、資格確認書又は資格情報のお知らせを交付する。（現行の被保険者資格証明書の対象者には、資格確認書（特別療養）又は資格情報のお知らせ（特別療養）を交付する。）

**参考資料1** 被保険者証等の様式について

**参考資料2** 制度改正後における医療機関等の受診方法

## 3 その他

### (1) マイナ保険証の利用促進の取組

マイナ保険証を利用した場合のメリットを周知していくため、本市においては、被保険者証の一斉更新の際に同封するチラシや、京都市情報館、各種広報物に掲載する等の取組を進めている。

<マイナ保険証の主なメリット>

- ・ 限度額適用認定証等の提出によらず自己負担限度額を超える支払いが免除されるため、複数の証を所持する必要がなくなる。
- ・ 自身の特定健診情報や薬剤服用歴等を医師等と共有することで、より適切な医療を受けることができる。
- ・ 転職・転居等による保険証の切替えや更新が不要となる。

### (2) 本市国民健康保険におけるマイナ保険証の利用登録状況（令和6年7月時点）

	全国	本市国保
利用登録者数	74,511,427人	129,332人
割合	60.16%	48.72%

### (3) 本市国民健康保険におけるマイナ保険証の利用状況（令和6年6月診療分）

	全国平均	本市国保
利用率	10.99%	12.09%



被保険者証等の様式について

① 現行の被保険者証



【サイズ】 カード型 【色】 薄いピンク  
 【材質】 硬質紙

② 資格確認書（案）【マイナ保険証未保有者】



【サイズ】 カード型 【色】 薄い緑色  
 【材質】 硬質紙

③ 資格情報のお知らせ（案）【マイナ保険証保有者】

\*\*\*-\*\*\*\*

京都市●区

●●●●町

●番地

京都 国保 様

<お問い合わせ先>

●●区役所保健福祉センター  
 健康福祉部保険年金課

075-●●●●-●●●● (●●担当)

資格情報のお知らせ

交付者名 : 京都市  
 保険者番号 :  
 有効期限

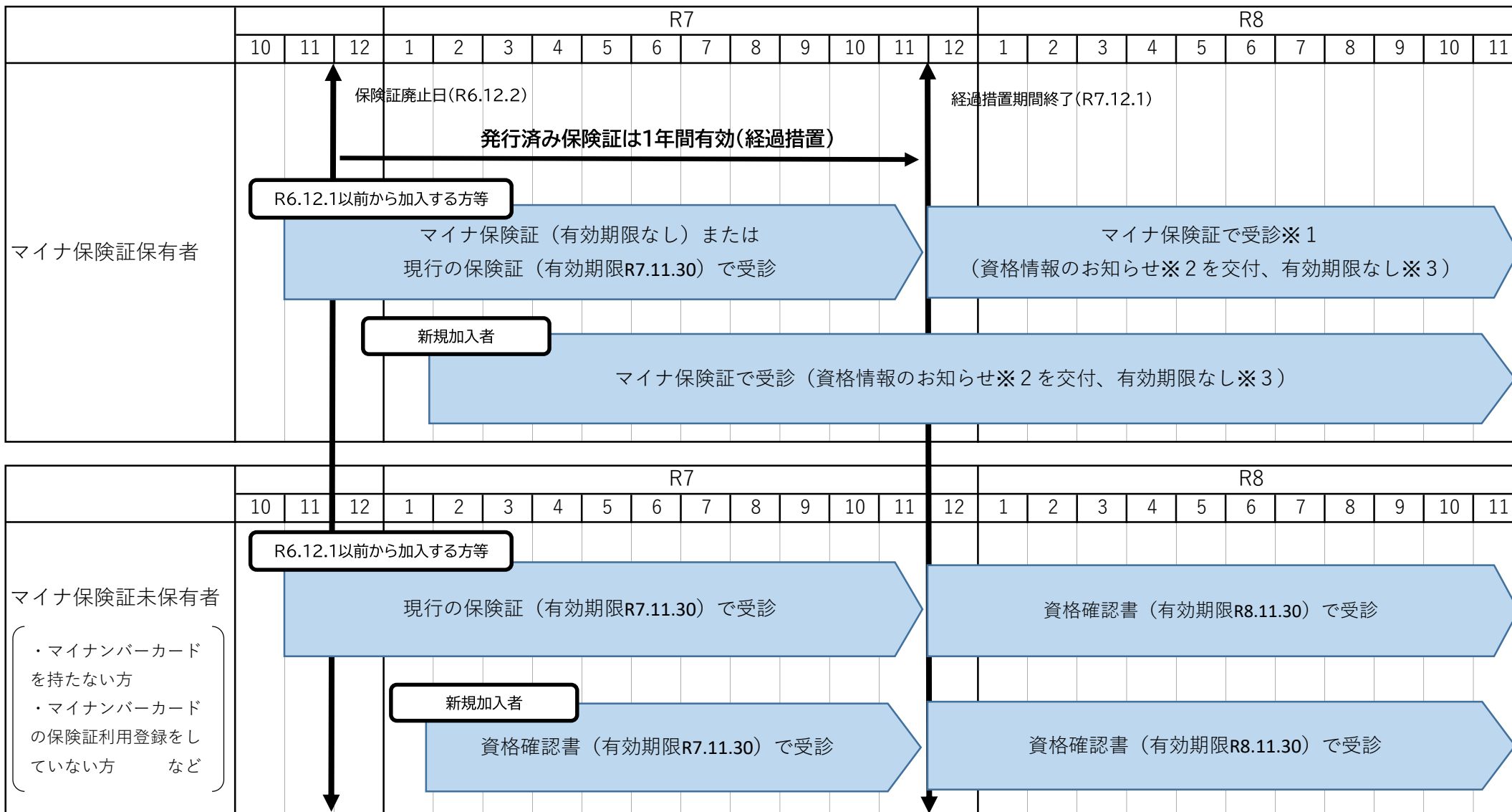
あなたの加入する国民健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします。  
 なお、このお知らせのみでは受診できません。

記号		番号	
氏名			(枝番)
フリガナ			
負担割合			
発効期日			
適用開始年月日			
交付年月日			

\* 70歳以上の場合、負担割合のほか、有効期限、発効期日を記載。  
 マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面を  
 マイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます  
 (スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提  
 示することで受診いただけます)。

【サイズ】 A4 【色】 白黒 【材質】 普通紙

制度改正後における医療機関等の受診方法（本市国民健康保険の場合）



※1 オンライン資格確認対応医療機関ではマイナ保険証のみで受診可能。

※2 医療機関の受付でマイナ保険証の読み取りができない例外的な場合にマイナンバーカードと併せて提示することで受診することができる。

※3 資格情報のお知らせのうち、70歳以上の方に対しては、所得金額に応じた負担割合の判定を行うため、1年間の有効期限（7月末期限）を設定。